

訂正事項： 語の意味理解の基準と認識的不正義*

田中凌

本稿の議論には、Anderson 2017 における概念能力にかかわる不正義の定義に関して修正が必要な事実誤認が含まれている。以下では修正を記し、本稿の議論がどう読み替えられるべきかを説明する。

p. 197, p. 214: 概念能力にかかわる不正義の定義についての事実誤認

本稿では、Anderson が本文中で概念能力にかかわる不正義の特徴づけとして列挙している三つの条件について、それらは「十分条件の特定であり、必要条件の特定は意図されていない」(p. 197)と記述している。しかし、Anderson は原論文の末尾の注において、これらを概念能力にかかわる不正義の「必要十分条件を与える」(Anderson 2017, 222, n. 2)ものとして扱うと明記している。したがって、本稿における当該箇所の記述はこの点について事実誤認を含んでいる。他方で、Anderson 自身は同じ箇所においてこの定義は暫定的なものであり、「おそらくは自身や他者による修正を受けるもの」(ibid.)であるとも明記している。

この事実誤認の修正を受けて、本稿の議論は次のように位置づけ直されなければならない。Anderson は自身の定義において、概念能力にかかわる不正義に、主体が概念的主張を行った場合に生じるものであるという必要条件を課している(本稿 p. 198 の注 3 および下記の訂正事項も参照)。しかし、そもそも語の意味・概念を理解していないと不当にみなされることで証言が退けられるという現象は、本稿の議論が示すように、概念的主張の場合に限らず一般に生じるものと思われる。したがって、Anderson の議論が本来持つ射程を正確に捉えるためには、概念能力にかかわる不正義は概念的主張だけではなく主張一般について起こりうる現象としてより広い形で定義されるべきである。また、このように Anderson の定義を若干拡張して概念能力にかかわる不正義を論じることの意義は、本稿の議論が全体として示していると言えるだろう。

なお本稿第五節末尾の議論において、「Anderson は主体が『周縁化』された集団のメンバーであること

* CAP Vol. 17 (2026) pp. 217–218. Submitted: 2026.8.20. Accepted: 2026.8.26. Category: 訂正事項. Published: 2026.9.7.

を、概念能力にかかわる不正義の十分条件として挙げており、必要条件としては提示していなかった」(p. 214)という記述があるが、これも上記と同様の事実誤認に基づくものである。したがってここでも、周縁化された集団のメンバーでなくとも概念能力にかかわる不正義の被害者となりうるという主張は、Anderson による概念能力にかかわる不正義の定義を拡張する試みとして位置づけられるべきである。

p. 198, 注 3: Anderson が概念的主張のみを論じる理由についての事実誤認

本稿では、Anderson が概念能力にかかわる不正義を定義するにあたって「概念的主張」のみに焦点を合わせる理由について、「それほど明白ではない」としたうえで本稿の著者による「推測」を提示している (p. 198, 注 3)。しかしここで「推測」として提示されている内容は実際のところ Anderson 本人により明示的に述べられている (Anderson 2017, 212-214)。したがって、本稿における当該箇所の記述は、本稿の著者による推測ではなく Anderson 本人による議論の再構成として読み替えられなければならない。

参考文献

- [1] Anderson, Derek Egan. 2017. "Conceptual Competence Injustice." *Social Epistemology*, 31 (2): 210–223.

著者情報

田中凌(中京大学)